

コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業
(令和6年度農林水産省補正予算)



「コメ・コメ加工品輸出推進事業」
実施マニュアル(1次募集)

令和7年2月

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会
(全米輸)

<目次>

1. 事業趣旨	P 4
2. 事業スキーム	P 5
3. 事業実施スケジュール	P 6
4. 事業区分	P 7
5. 取組区分及び要件	P 8
6. 審査・採択基準	P 9～P 10
7～8. 事業計画の承認申請・変更等	P 11～P 12
9. 補助対象となる経費	P 13
10～11. 事業計画作成にあたっての留意事項	P 14～P 21
12. お問い合わせ先	P 22

<補足1>

- 令和6年度補正「コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業」では、
 - 1 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションの推進
 - 2 海外需要に応える環境整備のための実証の2つの事業メニューがあり、**そのうち2の事業メニューについては、当該マニュアルではなく、別途「海外需要に応える環境整備のための実証事業実施要領」において、当協議会が戦略的輸出事業者に対する申請手続等を定めております。**
- 上記補正事業を踏まえ当事務局では、コメ・コメ加工品輸出推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）」を定めております。
- 今年度より、**環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを提出すること**となっております。
- **実施要領にて定められた様式を使用しなかった場合（例：過去の様式を使用して提出された場合）、不採択**といたします。
- また、本事業を活用した現地での積極的な需要開拓及びプロモーションをより一層進める観点から、**1次募集では旅費のみの申請は不採択**とします。（例：ジェトロ、JFOOD0、他省庁、地方自治体等による補助を受けて出展する見本市へ参加する旅費のみの申請）
- 事業計画の審査結果の通知以降、災害その他事業開始時点では予期できない事態が生じ、輸出が困難になるなどやむを得ない状況となった場合を除き、事業の全部又は一部を廃止した場合は、**今後、本事業の審査において、当該戦略的輸出事業者の評価が劣化する可能性**があります。

<補足2>

- 本取組を以下の2種類に分類します。
 1. 戦略的輸出事業者の取組が、新たな国・地域向けの輸出に係るものであるなど新たな販売先・用途等に係るものであること。
 2. 戦略的輸出事業者の事業計画において、令和6年における事業実施国・地域向けの目標数量が対前年比8%以上増加するものであり、かつ、販路が確保されているなど目標達成に向けたものとして妥当性のある事業計画であること。
- 取組区分2に該当する場合は、事業実施国・地域向けの輸出実績が事業計画の目標を達成できなかった場合は補助金の支払いは行いませんので、ご注意ください。
- また、取組区分1については、1事業計画当たりの補助総額の上限を15百万円、取組区分2については、1事業計画当たりの補助総額の上限を7.5百万円とします。
- 詳細は、p. 12をご覧ください。

1. 事業趣旨

- 2020年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」等では、農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円に拡大する目標が定められました。
また、2020年末に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（以下、実行戦略）」では、輸出目標達成のために当面必要となる具体的な戦略が定められるとともに、輸出拡大の余地が大きい29の輸出重点品目を選定しており、コメ・コメ加工品関係では「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」及び「日本酒」が輸出重点品目に選定され、輸出ターゲット国・地域と輸出目標額が設定されています（※）。
- 実行戦略では、海外の規制やニーズに対応したマーケットイン輸出に取り組む事業者や産地等に対して重点的な支援等を行うとされていることから、コメ・コメ加工品輸出推進事業では、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションの推進の取組を支援することとします。

（※）米菓に関しては「菓子」が輸出重点品目に選定されています。

対象品目

コメ・コメ加工品（コメ（粒）、米菓、日本酒、包装米飯^{※1}、米粉・米粉製品^{※2,3}、包装もち）

※1 パックご飯、レトルト米飯、冷凍米飯、即席がゆ等

※2 米粉、米粉ミックス、米粉麺、米粉パン、米粉チーズ等

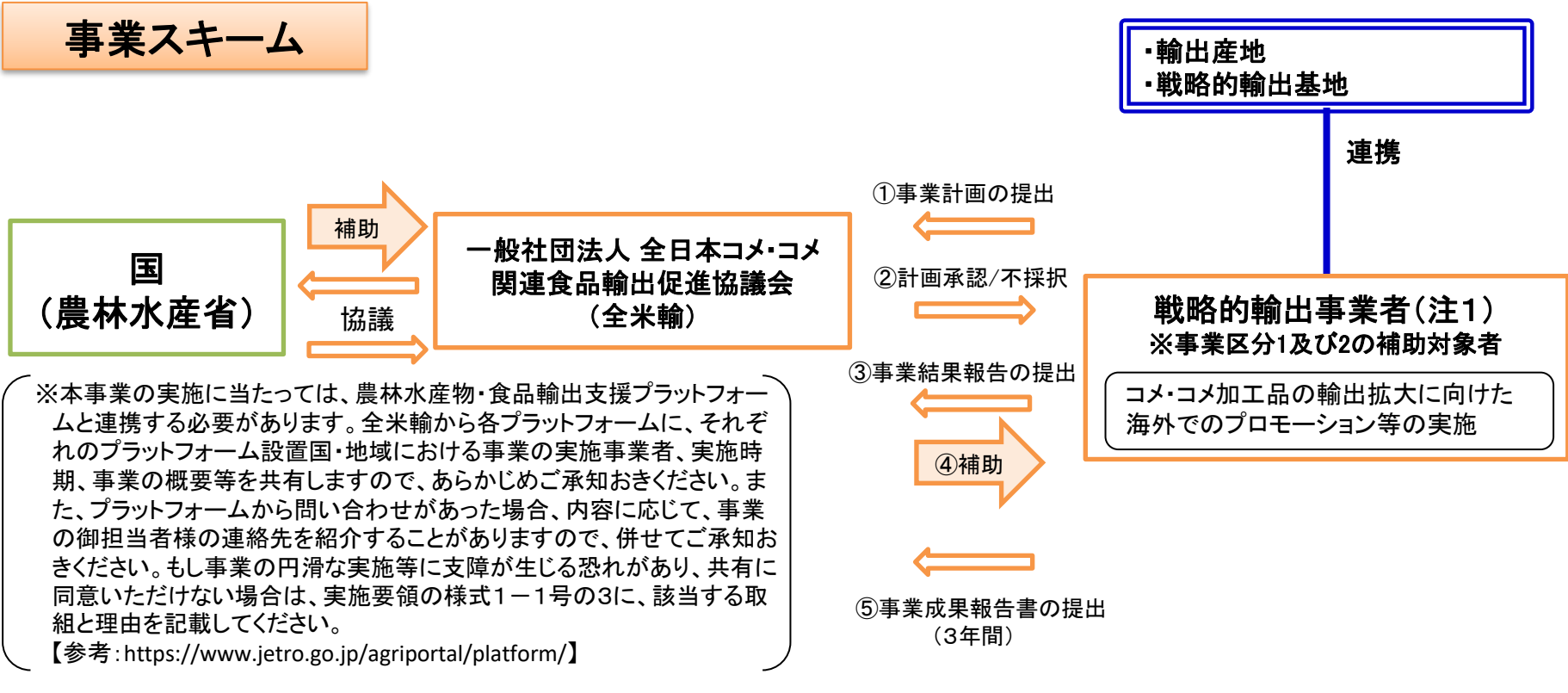
※3 コメが主成分のものに限る。

（注） 本事業の対象となる事業者毎の計画内容や成果等は、公表する場合があります。

2. 事業スキーム

- 公募によって選定された全米輸が、事業計画の受付、審査、補助金の支払い等の事務を行います。
 - ①戦略的輸出事業者は全米輸に事業計画を提出
 - ②全米輸は実施要領の審査基準に基づき、事業計画を審査
 - ③全米輸は農林水産省と協議の上、承認又は不採択を通知
- 戦略的輸出事業者は、承認された事業計画の範囲内で事業を実施します。

事業スキーム



(注) 「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」(平成29年9月8日公表。以下「KKP」という。)において、飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者として、農林水産省ホームページに掲載・特定された者をいう。

3. 事業実施スケジュールについて

1. 2月に募集する事業区分

戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地(産地)等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションの推進

2. スケジュール

① 2月4日 募集開始 (戦略的輸出事業者等から全米輸に対し、申請書類を提出)

② 2月14日 募集締切り

③ 2月中下旬 審査

(申請書類に不備等があった場合は連絡。事業計画の修正をお願いすることがあります。)

④ 2月下旬頃 承認/不採択通知 (決定次第順次ご連絡いたします。)

※事業の開始は、原則として、全米輸による事業計画の承認日以降になります。



事業実施

(承認後～2026年1月末までの期間内)



⑤ 事業終了後1か月以内:事業結果報告書の提出・精算手続き

(戦略的輸出事業者等から事業毎に全米輸に対し、報告書・精算書類の提出)



⑥ 全米輸から事業者に補助金の支払い

※2025年度内に報告書の審査・精算手続きが完了しない場合、補助金の支払いはしません。



⑦ 事業終了年度の翌年度から3年間:事業成果報告書の提出

(毎年度7月末までに輸出拡大数量等の成果を全米輸に対して報告)

4. 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションの推進

事業の目的

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト。以下同じ。）に登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションを推進する。

事業計画提出のための要件

戦略的輸出事業者であって、以下の要件を満たすものとする。

- ・ 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- ・ 事業費のうち、自己の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- ・ KKPにおいて、2025年の輸出拡大に向けた目標及び具体的な販売戦略を設定、提出済みであること。
- ・ GFPに登録していること。
- ・ 本補助事業に関して、国の行政機関の職員又は全米輸の職員が行う調査又は検査に対して協力すること。

補助対象

事業における補助対象経費については、①新たな販売先・用途に係る取組：1事業計画当たり補助総額上限15百万円、②販売拡大等により一定以上の輸出を増加させる取組：補助総額上限7.5百万円 とする。

補助対象経費	補助率
旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費	定額
機器・備品費、借上げ費	1/2以内

事業スキーム



5. 取組区分及び要件

実施にあたっては、いずれかの取組区分の要件を満たすものとする。

○取組区分

1. 戦略的輸出事業者の取組が、新たな国・地域向けの輸出に係るものであるなど新たな販売先・用途等に係るものであること。
 - ・新たな販売先・用途等とは、国・地域、店舗、業態、品目等が、従来行ってきた事業と異なっている場合を指す。（※農林水産省の予算による補助の有無に関わらず、「従来行ってきた事業」となりますので、ご承知おきください。）
 - ・見本市・展示会等への出展は、本取組区分に該当する。
2. 戦略的輸出事業者の事業計画において、令和7年における事業実施国・地域向けの目標数量が対前年比8%以上増加するものであり、かつ、販路が確保されているなど目標達成に向けたものとして妥当性のある事業計画であること。
 - ・ **事業実施国・地域向けの輸出実績が事業計画の目標を達成できなかった場合は「結果報告書」（様式3-2）を作成し、全米輸に提出するものとする。この場合、補助金の支払いは行わない。**
 - ・ ただし、災害その他事業開始時点では予期できない事態が生じ輸出が困難となるなどやむを得ない状況となった場合は、令和7年における事業実施国・地域向けの目標数量を令和6年の同国・地域向けの輸出実績を下回らない範囲で計画変更の上、当該修正後の目標数量を達成することで支援対象となることができる。（目標の修正に当たり全米輸の承認が必要。）
 - ・ 要領第9の1に基づく事業終了後の「事業結果報告」の提出の際、輸出実績の根拠となる書類（直接輸出の場合は通関証明書など。間接輸出の場合は、実際に輸出業務を行った者との間で締結した契約書などを提出すること。

6. 審査・採択基準

- 審査・採択に当たっては、以下の要素を考慮します。
(詳細は実施要領別紙1で確認してください。)

1. 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションの推進

- ① 提出された申請書は、実施要領で定められた様式であるか（過去の様式で提出していないか）。(注)
- ② 対象品目及び実施国・地域において、現地のマーケットを踏まえたニーズを把握しているか。(注)
- ③ 現地ニーズを踏まえた取組内容（プロモーション又は販売方法等）となっているか。(注)
- ④ 工夫を凝らした独創性のある取組になっているか。※
- ⑤ 輸出実績が上位の国・地域でない新たな海外需要開拓の取組になっているか。※
- ⑥ 日系外への進出を図る新たな海外需要開拓の取組になっているか。※
- ⑦ 当該事業者において中・長期的な計画（認定輸出事業計画を含む。）を有し、当該計画に基づく取組となっているか。※
- ⑧ 現地の他社等への進出を促すなどの波及効果が期待できるか。※
- ⑨ 他の輸出事業者等の模範（モデル）となるような取組であるか。※
- ⑩ 輸出拡大目標の伸び額が、補助額よりも高く設定されているか。(注)
- ⑪ 積算内容は、最小の経費で最大の効果を狙っているか。※(注)
- ⑫ 当該事業者の過去の類似の取組の成果（目標達成率）
- ⑬ 事業実施にあたって連携する産地は、戦略的輸出基地（産地）であるか。
- ⑭ 事業実施にあたって連携する産地は、認定輸出事業計画を有している又は輸出産地リスト入りしているか。
- ⑮ 当該事業者は、同一の認定輸出事業計画を有している産地、輸出産地リスト入りしている産地又は戦略的輸出基地（産地）と連携した直近3か年の継続的な輸出実績があるか。※
- ⑯ 当該事業者は、連携する認定輸出事業計画を有する産地、輸出産地リスト入りしている産地又は戦略的輸出基地（産地）と令和6年産以降の複数年契約を結んでいるか。※

6. 審査・採択基準

- ⑰ 当該事業者は品目団体（全米輸）の会員となっているか。
- ⑱ 当該事業者又は連携する産地はこれまでにコメ・コメ加工品の輸出拡大のためのオールジャパンでのプロモーション等に積極的に協力しているか。
- ⑲ 当該事業者又は連携する戦略的輸出基地（産地）等若しくはその構成員は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に規定する環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画若しくは基盤確立事業実施計画の認定を受けている又は令和7年までに認定を受ける見込みがあるか。
- ⑳ 当該事業者又は連携する戦略的輸出基地（産地）等若しくはその構成員の事業実施地域がみどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部に含まれる、又は令和7年までに当該事業実施地域がその全部若しくは一部を含む特定区域の設定が見込まれるか。

（注）本要素において、採択ポイントが「不採択」の場合は、不採択としています。

※ 赤字については、これまで日本からの輸出実績の少ない「国・地域」や、「日系以外の事業者」向けの取組を重点的に支援することで、新興市場へのコメ・コメ加工品の輸出拡大に一層弾みをつける観点から、令和5年度補正から追加した審査項目です。

7. 事業計画の承認申請について

要領に基づき、郵送、持ち込み又はメールのいずれかの方法で全米輸まで提出してください。
(メールの提出先: kkp@zenbeiyu.or.jp) (※切: 2月14日)

【提出が必要な書類】

様式1-1号 : 事業計画の承認申請書のほか、

- ① 様式1-1号の1 : 戦略的輸出事業者等の概要
- ② 様式1-1号の2 : 事業計画 (総括表)
- ③ 様式1-1号の3 : 事業計画 (取組毎の個表) ※適宜参考資料を付すこと。

8. 事業計画の変更等について

事業計画を変更、中止※₁、廃止※₂する場合は、必ず全米輸へ事前に相談し、事業計画の変更の手続きを行ってください。事業計画に記載された取組内容を、全米輸の承認なく変更して実施した場合には補助対象外となります。

なお、手続きを行う前に変更にかかる部分の事業を実施してしまった場合でも、必要となる手続きがあるため、速やかに全米輸に相談し、判断を仰いでください。

※1中止：採択された事業を一時的に中断すること。

※2廃止：採択された事業自体をとりやめること。

○変更対象

事業計画及び添付資料全て

○変更の対象とならない部分（様式1-1号の3及び5）

「7. 本取組による輸出拡大目標」の以下の項目については、確定次第様式を差し替えるものとし、計画変更の対象としない。ただし、確定後の変更は対象となる。

- ・見込みで記入した輸出数量及び輸出金額の実績

「9. 積算内訳」の以下の変更については、精算時に金額を確定させるものとし、計画変更の対象としない。

- ・燃油サーチャージの変動等に伴う航空代金の変更
- ・為替の変動による経費の変更

9. 補助対象となる経費

取組内容	補助率	留意点
①プロモーションや日本産米への切替え等の取組に要する経費	定額	※ただし、①～③いずれについても、機器・備品等の借上げ費については 1/2以内（上記費用につき、既に左表内において補助率が1/2以内とされているものは、そちらが適用される。）
②海外におけるテストマーケティング（注2）を行う場合の経費	1/2以内	
③見本市・商談会への出展等 i) JETRO等が国（農林水産省、他省庁）の補助を受けて 出展する国内外見本市、国内外商談会 ブース出展料 ブース出展料以外の経費 " " ii) 上記以外の海外見本市、国内外商談会 ブース出展料 ブース出展料以外の経費 " " iii) 国内見本市（輸出EXPO等） ブース出展料、ブース出展料以外の経費	補助なし（注3） 1/2以内 1/2以内 定額 1/2以内	
農林水産省の他の事業で補助を受けている取組	補助対象外	—

（注1）ここでいう『テストマーケティング』とは、現在未進出であったり商流を有していない国・地域や分野において、今後のビジネス展開の可能性を検討するためにテスト販売を行う取組等を指します。

（注2）ブース出展料については原則として「補助なし」であるが、例外として、当該事業への申請事業者がこれらに出展申請を行い、かつ落選した場合には、対象経費の補助率を「2分の1以内」とする（ただし、証拠となる資料を提出した場合に限る。）。

10. 事業計画作成にあたっての留意事項①

- (1) 様式1-1号の2 事業計画（総括表）には、事業者毎の取組の全体の内容が分かるよう記載してください。
- (2) 様式1-1号の3は個別の取組毎に作成してください。（取組番号を付けてください。）
（例：国・地域が異なる、時期が異なる、PR対象者が異なる等により分類し、枝番は使用しない。）
- (3) 輸出拡大に向けた海外需要開拓・プロモーションを推進する事業であり、海外需要開拓・プロモーションを中心に計画を作成してください。その際、事業計画は可能な限り具体的な取組方法等が分かるように記載してください。
また、個別商品の宣伝に留まらず、できる限り「日本産コメ・コメ加工品のPR」という観点で計画を作成してください。（取引先事業者の宣伝に該当するようなプロモーションは支援の対象外です。）

10. 事業計画作成にあたっての留意事項②

(3) 様式1-1号の3「事業計画」の作成にあたっては、以下にも留意願います。

項目		記載いただきたいこと
(様式1-1号の3) 1. 対象品目及び実施国・地域	(3) 事業の背景	選定理由 対象品目と実施国・地域向けの組み合わせが効果的と考える理由を記載してください。
		根拠資料 選定理由の根拠となる資料を添付、又はHPのアドレスを記載してください。
(様式1-1号の3) 2. 取組内容	(2) 輸出促進方策	取組方策 「実施内容」に記載した展示会・商談会等について、 どこで、誰を対象に、どのような取組を行うか等につき、理由も併せて具体的に記載すること。特に、自社ならではの工夫、自社商品にどのような強みがあり、それを本取組でどのように活かす予定か についても、併せて記載すること。
		取組効果等 「取組方策」欄に記載した取組計画について、 企画に至った経緯、本取組を行うことで中長期的に得られる効果や、この取組が有効性とする理由を具体的に記載すること。 また、過去に同様の取組を行ったことがある場合は、その取組によって 得られた結果(改善等を含む。) をどのように踏まえるかについても記載すること。
(様式1-1号の1) (11) 輸出数量の実績及び目標 (様式1-1号の3) 7. 本取組による輸出拡大目標		それぞれの目標で記載方法が異なります。 ① 様式1-1号の1の「(11) 輸出数量の実績及び目標」 取組を実施した時期に関わらず、令和6年を基準年、令和7年を事業実施年として実績及び目標を記載してください。 ② 様式1-1号の3の「7. 本取組による輸出拡大目標」 取組の実施時期によって「実績」及び「各年目標」が変わります。 ・取組の完了日が令和7年内の日付になっている場合。 令和5年の実績、令和7～9年の各年目標となります。 ・取組の完了日が令和8年内の日付になっている場合。 令和6年の実績、令和8～10年の各年目標となります。

10. 事業計画作成にあたっての留意事項③

(3) 様式1-1号の3「事業計画」の作成にあたっては、以下にも留意願います。

項目		記載いただきたいこと
(様式1-1号の3) 2. 取組内容	(3) 機器・備品の管理運営	導入する機器・備品の管理体制を記載すること。 コメの加工・調製等を行う機器を導入する場合は、事業実施年に加工・調製等を行うコメの全数量のうち日本産米の占める割合を記載すること。 当該機器・備品を管理する際の①管理主体、②管理契約の状況を記載してください。

11. 事業計画作成にあたっての留意事項(詳細)①

留意事項

外部委託

- ・外部委託を行う場合は、委託内容を明確にした上で相見積りを行い「外部発注(相見積り)調書」を提出してください。(様式3-1号の4)
 - ・やむを得ず相見積りをせず外部委託を行った場合は、その委託先を選定した理由を「外部発注(相見積り)調書」に記載して支払申請時に添付してください。
- ※自社以外の戦略的輸出事業者への委託費は実費精算となり、職員人件費は補助対象外(マネキン等の賃金は実費のみ対象)となります。

旅費等

- ・旅費の補助対象者は、戦略的輸出事業者、生産者(認定輸出事業計画を有する産地、産地リスト掲載産地又は戦略的輸出基地(産地)に限る。)、取引先商社、現地ディストリビューター、招へい者(日本に招へいする場合に限る)となります。
- ・本事業の事業計画に無い、又は本事業の趣旨から外れる旅費(交通費、宿泊費等)、通訳費等は、補助対象外となります。
- ・事業計画を超過する出張者の人数、宿泊数は補助対象外となります。

11. 事業計画作成にあたっての留意事項(詳細) ②

留意事項

精算方法	・経費は全て領収書に基づく事後精算となります。
消費税の取扱	・国内消費税相当分については補助対象外となります。
宿泊費	・国内1泊15,000円、海外一般1泊20,000円、海外指定都市(ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、パリ、モスクワ、シンガポール)1泊30,000円が一人当たりの精算上限金額となります。 ・支払申請時には領収書に併せて、利用内容がわかる明細書の添付が必要となります。 ・飲食代は補助対象外となります。(朝食が宿泊とセットで分割することができない場合を除く。)
交通費	・原則として、公共交通機関を利用してください。タクシー代、レンタカー料金、駐車料金を計上する場合は、使用した理由を様式3-1号の3「支払申請集計」の「備考」欄に記載してください。
交通機関のビジネスクラス、グリーン車利用	・エコノミークラス、普通特急券の運賃・料金が補助対象となります。 ・ビジネスクラス以上、グリーン車以上の利用は補助対象外です。
航空機の利用	・航空機を利用した場合、搭乗券の半券、又は搭乗レシート、搭乗証明書の添付が必要です。 ・空港利用料等の国内の消費税の課税対象については、算出した消費税額を除いて請求してください。 ・領収書、明細書の添付が必要です。区間毎に金額が分からない場合は支払うことができません。
都市交通費	・IC乗車券等の利用で領収書がない交通費については、その金額であることを証明できる資料を添付してください。
賃借料	・プロモーション実施に必要な借料・賃料は補助対象となります。 ・営業活動として支出する棚代は補助対象外となります。 ・ランニングコストとしての店舗の賃借料など、プロモーションとしての効果が説明できないものは申請できません。
新商品のパッケージ代	・新商品のパッケージの版代及びプロモーションの実施を通じて販売拡大を図るコメ・コメ加工品のパッケージデザイン料は補助対象となります。(ノベルティに類するものは補助対象外となります。)

11. 事業計画作成にあたっての留意事項(詳細) ③

留意事項	
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、全米輸の諸謝金の支払規程に基づき支払うため、上限金額があります。計画している場合は全米輸事務局へご相談ください。 ・戦略的輸出事業者への謝金は補助対象外となります。
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金は、本事業の取組を実施するため新たに雇用する販売促進補助(マネキン等)に支払われる場合に対象となります。
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費は、海外の外食店・小売店、展示会等で展示・試食するコメ・コメ加工品及び展示・試食用資材(紙皿、楊子、調味料等)等の本事業で使用するものとなります。 ・<u>法被やTシャツなどコメ・コメ加工品の輸出以外にも使用できるものや、ノベルティに類するものは補助対象外</u>となります。 ・原則として販売用のコメ・コメ加工品の消費者への無償配布等(本項目の1ポツ目に該当するものは除く。)のコメ・コメ加工品に関連しない食材などは補助対象外となります。
機器・備品費、 借上げ費	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・備品費、借上げ費は、海外の小売店、飲食店等で使用する精米機、炊飯器、食器等の使用可能期間が1年以上と見込まれるものに限り、1年以上継続して使用し、かつリース・レンタルを行うことが困難な場合に限り、購入が可能です。 ・取得単価が50万円以上の備品については、見積もり書(原則3社以上、該当する備品を1社しか扱っていない場合を除く。)やカタログ等を添付してください。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって備品を管理してください。(耐用年数は「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年4月30日付農林省令第18号)で確認してください。) ・耐用年数が経過しないうちに処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供を含む)しようとするときは、「取得財産等の処分承認申請書」(様式7号)により申請し、承認を受ける必要があります。 ・コメ輸出以外の業務にも使用できる汎用性の高いパソコン、タブレット、携帯電話、コピー機、デジタルカメラ等の機器は補助対象外となります。 ・日本以外の国・地域で調達等する機器・備品も対象です。
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・支払申請時には、支払いにかかる領収書及び支払請求明細書(自由様式)を提出してください。なお、委託先が支払った領収書についても確認する場合がありますので、5年間保管してください。不適切な場合は、実施要領第10に基づき、補助金の返還を命ずる場合があります。

11. 事業計画作成にあたっての留意事項(詳細) ④

項目	留意事項
役務費、印刷製本費、 広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に制作、印刷、製本、広告宣伝が行われたことを証明できる資料(制作物の写真、印刷物見本、広告掲出証明書、露出クリッピング資料等の実物またはコピー)を提出してください。 ・日本産米コメ・コメ加工品のプロモーションとしての効果が説明できない店舗、商品、料理等のSNS、動画作成等は補助対象外となります。(例:個別店舗の日本産米の輸出に関係のない宣伝、ビジネススペースの取引で通常発生する販促費用への代替支出など)判断に迷う場合は事前にご相談ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の費用(証明書発行料金を含む。)については、補助事業での相手国への入国等、真に必要なものだけに補助対象となります。
送金手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業と自主事業の経費を合わせて一括送金した場合、両者を明確に分けることができないため、送金手数料について補助対象外となります。
外貨の換算	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で現金払いする場合は、出張時「みずほ銀行」又は「三菱UFJ銀行」の外国為替相場のTTS(電信為替相場の売値)(小数点第2位)を記載し、換算してください。 ・現地通貨で送金の場合は、送金日の「みずほ銀行」又は「三菱UFJ銀行」の外国為替相場のTTSをインターネット等で確認の上、当該レートを用いて換算してください。 ・外貨から円に換算する際には、小数点以下を切り捨てて精算してください。 ・クレジットカード払いの場合は、カード会社の請求金額を用いて精算してください。

11. 事業計画作成にあたっての留意事項(詳細) ⑤

項目	留意事項
申請できない費用	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に直接関係のない費用への充当、既存の事業費用の付け替え、値引販売原資・ビジネススペースの品代・輸送費用の補填、不動産(土地建物)取得費、既存の現地拠点の運営・費用補填、店舗の棚代、航空券アップグレード費用、査証、パスポート取得費用、海外渡航保険料等任意保険、会議用のお茶・菓子等を含む飲食代、電話代、ホテル・飛行機のWi-Fi使用料、Wi-Fiルーターレンタル料等のインターネット料金、パソコン、タブレット、携帯電話及び領収書のない費用は、申請できません。
物品等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・物品を国庫補助金で購入する場合、実施要領第11に基づき、本事業の趣旨に即して適切な運用を行ってください。不適切な運用(注)を行っている場合は、実施要領第11に基づき、補助金の返還を命ずる場合があります。 ・機器・備品の日本産米の使用割合が50%未満となっている場合、目的外使用として、補助金返還の対象となります。 ・シール等を貼り、財産管理台帳(様式6号)で管理してください(食器を除く。)
事業成果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の成果報告を、事業完了後3年間提出して頂く必要があります。様式5号「<u>「コメ・コメ加工品輸出推進事業」事業成果報告書</u>」の提出期限は次のとおりです。 <u>1回目:2026年7月31日、2回目:2027年7月31日、3回目:2028年7月31日</u>
統一ロゴマークの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象となった製品や会合の資料等には、「日本産米・米関連食品輸出促進統一ロゴマーク」を使用した上で、結果報告にて写真等を貼付してください。(使用の事実が確認できない場合、補助対象外となります。) ・本事業で統一ロゴマークを使用する場合は、使用料は無料です。 <p style="text-align: right;">以下が「日本産米・米関連食品輸出促進統一ロゴマーク」です。</p> <div style="text-align: right;">  </div>
問題発生時の報告・情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的輸出事業者は、本事業の活用により支援を受けて行う取組の内容にかかわらず、輸出先国の植物検疫や食品衛生に係る規制に関係する可能性のある問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、速やかに報告をしてください。

12. お問い合わせ先

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(全米輸)

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町15-15

電話 03-5643-1720

Email: kkp@zenbeiyu.or.jp



JAPAN RICE AND RICE INDUSTRY
EXPORT PROMOTION ASSOCIATION